

# 障がいのある学生支援に関する基本方針

2026年 1月10日  
学長 制定

健康科学大学（以下「本学」という。）では、以下の基本方針に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）および社会的障壁による障害がある学生（以下「障がいのある学生」という。）の支援を行う。

ただし、本基本方針は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要かつ合理的な配慮を検討する。

## 1 基本方針

本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に、人格と個性を尊重され、安心して学生生活を送ることができるよう支援する。

## 2 入学試験時の対応

入学試験の際に配慮を希望する受験者は、出願に先立ち、本学教務課（入試担当）に申請を行う。

（本学ホームページ「障害等のある方への受験上及び修学上の配慮について」を参照

<https://www.kenkoudai.ac.jp/admissions/17067/>）

## 3 在学時における支援体制

在学中に配慮を希望する学生は、所属学科担任教員や保健室、学生サポートセンターなどに相談した上で所属学科長を通じて学生・就職・卒後教育委員会に申請を行う。申請を受理した学生・就職・卒後教育委員会および教務委員会において、その学生の程度や内容に応じた必要かつ合理的な配慮について検討し、所属学科内に加え、科目担当教員や学生サポートセンター、保健室、事務室など関係部署が情報共有し、連携しながら対応する。

## 4 施設設備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスの環境整備を行う。

（例）手すり、車いす用トイレ、点字ブロック、障がい者用駐車場 など

## 5 研修・啓発

基本的人権を守るために、教職員に対し必要な研修・啓発を実施する。

## 6 個人情報の保護と守秘義務

支援をする上で知りえた障がいのある学生の個人情報（障害や相談内容を含む。）保護を徹底するとともに、本人の同意なしに第三者に開示しない。

## 7 その他

合理的配慮については、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応することが重要であるが、以下の事項については合理的配慮に含まれない。

- ① 教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- ② 公平な成績評価の保障を損なう基準の引き下げや卒業要件の緩和
- ③ 本学の現状に照らして、体制面、財政面において均衡を失した、又は本学にとって過度の負担を課すもの
- ④ 大学の本来的業務に帰属あるいは付随しないもの